

地方独立行政法人神奈川県立病院機構医療安全推進規程 新旧対照表

新		旧	
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 医療事故等</u></p> <p>前第1号から第<u>3</u>号に該当する事例をいう。</p> <p><u>(5)～(9)</u> (略)</p> <p>2 医療事故等は、次のとおり区分する。</p>		<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(4) 管理者が措置を行う有害事象等</u></p> <p><u>次項で定める内容に該当する事例をいう。</u></p> <p><u>(5) 医療事故等</u></p> <p>前第1号から第<u>4</u>号に該当する事例をいう。</p> <p><u>(6)～(10)</u> (略)</p> <p>2 医療事故等は、次のとおり区分する。</p>	
	区分	内容	
ヒヤリ・ハット事例	レベル0	<u>エラーや医薬品・医療用具の不具合が見られたが、患者には実施されなかった。</u>	
	レベル1	<u>患者への実害はなかった(何らかの影響を与えた可能性は否定できないものも含む)。</u>	
	レベル2	<u>処置や治療は行わなかった(患者の観察の強化、バイタルサインの軽度変化、安全確認のための検査などの必要性は生じた)。</u>	
	レベルa	<u>簡単な処置や治療を要した(消毒、湿布、皮膚の縫合、鎮痛剤の投与など)。</u>	
	区分	内容	
ヒヤリ・ハット事例	レベル0	<u>医療(医療行為及び関連する全ての過程を含む。以下この表において同じ。)に誤りがあったが、患者に実施される前に発見された場合</u>	
	レベル1	<u>実施した医療に誤り等があったが、患者には変化が生じなかった場合</u>	
	レベル2	<u>実施した医療の誤り等により、患者に予期しなかった影響を与えた可能性があり、観察の強化や検査の必要性が生じた場合</u>	
	レベルa	<u>実施した医療の誤り等により、患者への軽微な処置・治療を要した場合</u>	

新			旧		
アクション デ ン ト	ル 3	<u>濃厚な処置や治療・検査を要した。</u>	アクション デ ン ト	ル 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>誤った医療を行ったことが明らかであり、その行った医療に起因して、予期（一般的な可能性ではなく、当該患者個人の臨床経過等を踏まえて、起こりうることについての説明及び記録の有無で判断する。以下この表において同じ。）しなかった若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した場合</u> ・ <u>誤った医療を行ったことは明らかでないが、行った医療に起因して、予期しなかった若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した場合（事例の発生を予期しなかったものに限る。）</u>
	レベル4	<u>提供した医療または管理に起因し（含む疑い）、患者の生活に影響する予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る高度の後遺症が残る可能性が生じた場合。</u>		レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>誤った医療を行ったことが明らかであり、その行った医療に起因して、患者に心身の障害が残った場合</u> ・ <u>誤った医療を行ったことは明らかでないが、行った医療に起因して、患者に心身の障害が残った場合（事例の発生を予期しなかったものに限る。）</u>
	レベル5	<u>提供した医療または管理に起因し（含む疑い）、予期せず患者が死亡した場合。</u>		レベル5	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>誤った医療を行ったことが明らかであり、その行った医療に起因して、患者が死亡した場合</u> ・ <u>誤った医療を行ったことは明らかでないが、行った医療に起因して、患者が死亡した場合（事例の発生を予期しなかったものに限る。）</u>
			管理者が措置を行う有害事象等		<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>誤った医療を行ったことは明らかでないが、行った医療に起因して、一定の確率で発生する合併症や副作用等が生じた場合で、管理者が医療安全の確保のために情報収集を行うことが必要と認めたもの</u> ・ <u>誤った医療を行ったことは明らかでないが、行った医療に起因して、予期していたものを上回る処置その他の治療を要した場合で、管理者が医療安全の確保のために情</u>

新	旧		
<p data-bbox="107 395 403 427">第3条～第9条 (略)</p> <p data-bbox="161 491 250 523">附 則</p> <p data-bbox="138 539 707 571">この規程は、平成28年9月13日から施行する。</p> <p data-bbox="161 635 250 667">附 則</p> <p data-bbox="138 683 707 715">この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="161 778 250 810">附 則</p> <p data-bbox="138 826 707 858">この規程は、令和5年10月1日から施行する。</p> <p data-bbox="161 922 250 954"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="138 970 721 1002"><u>この規程は、令和6年6月1日から施行する。</u></p>	<table border="1" data-bbox="1137 145 2130 344"><tr><td data-bbox="1137 145 1346 344"></td><td data-bbox="1346 145 2130 344"><p data-bbox="1415 156 2107 236"><u>報収集を行うことが必要と認めたもの(事例の発生を予期したものに限る。)</u></p><p data-bbox="1368 252 2107 331">・ <u>その他管理者が医療安全の確保のために情報収集を行うことが必要と認めたもの</u></p></td></tr></table> <p data-bbox="1137 395 1433 427">第3条～第9条 (略)</p> <p data-bbox="1191 491 1281 523">附 則</p> <p data-bbox="1169 539 1738 571">この規程は、平成28年9月13日から施行する。</p> <p data-bbox="1191 635 1281 667">附 則</p> <p data-bbox="1169 683 1738 715">この規程は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="1191 778 1281 810">附 則</p> <p data-bbox="1169 826 1738 858">この規程は、令和5年10月1日から施行する。</p>		<p data-bbox="1415 156 2107 236"><u>報収集を行うことが必要と認めたもの(事例の発生を予期したものに限る。)</u></p> <p data-bbox="1368 252 2107 331">・ <u>その他管理者が医療安全の確保のために情報収集を行うことが必要と認めたもの</u></p>
	<p data-bbox="1415 156 2107 236"><u>報収集を行うことが必要と認めたもの(事例の発生を予期したものに限る。)</u></p> <p data-bbox="1368 252 2107 331">・ <u>その他管理者が医療安全の確保のために情報収集を行うことが必要と認めたもの</u></p>		